

育児休業手当金支給期間の延長について

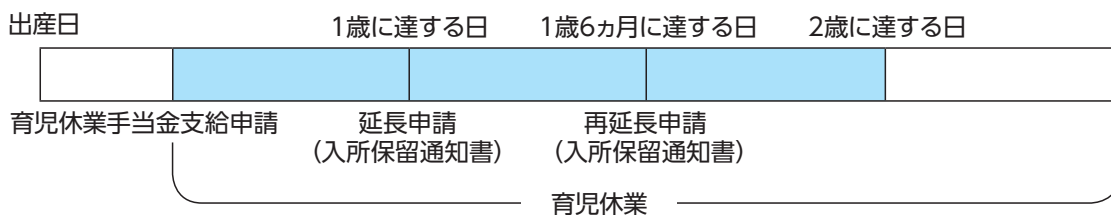
平成29年10月1日から、育児休業の対象となる子が保育所に入所できない場合などに、育児休業手当金の支給期間を1歳6ヵ月から2歳に達する日まで再延長できるようになりました。

再延長の請求手続き

1歳6ヵ月から2歳まで支給期間を延長する際には、改めて育児休業手当金請求書と保育所等の入所保留通知書等を提出してください。
(1歳時点の延長手続きで2歳までの請求はできません。)

なお、再延長期間中に新年度を迎えたことにより、入所保留通知書の有効期限が切れる場合は、新年度分の入所申し込みをした事実がわかる書類(入所保留通知書等)を提出してください。

新年度の入所申し込みをしなかった場合は新年度分は支給対象となりません。



入院時生活療養費の見直し内容について

医療と介護および入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、65歳以上の方の入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分について見直され、平成29年10月1日から次のとおり変更されました。

見直しの内容

医療療養病床に入院している 65歳以上の方		生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分		
		～平成29年9月	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～
A	B、C以外の方	320円/日	370円/日	370円/日
B	厚生労働大臣の定める方 ^{※1} (指定難病患者を除く)	0円/日	200円/日	370円/日
C	指定難病患者 ^{※2}	0円/日	0円/日	0円/日

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める方

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者